

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化（第十九条・第二十条）」を

「第四章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化（第十九条・第二十条）」を
第四章の二 特

質の使用の合理化（第十九条・第二十条）

に改める。

定物質の排出の防止等（第二十条の二―第二十条の十一）」

第一条中「並びに排出の抑制及び」を「及び環境の保全に配慮した特定物質に代替する物質の利用等特定物質の」に改め、「措置等を」の下に「講ずるとともに、国際的なオゾン層の保護対策に積極的に貢献するための特定物質の排出の防止に関する措置を」を加える。

第三条第一項中「実施を」の下に「図るとともに、国際的なオゾン層の保護対策に対し積極的な貢献を」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定物質の回収量（特定物質の回収措置（製品又は廃棄物等から特定物質を容器に回収し、及び保管する措置をいう。以下同じ。）により容器に回収し、及び保管される特定物質の量をいう。）の見込み、特定物質の回収措置に要する費用の負担の在り方に関する基本的事項、特定物質の排出の防止の促進及び特定物質の破壊の促進のための方策に関する事項等特定物質の排出の防止に関する施策の実施に
関する重要な事項

第三条に次の一項を加える。

3 環境庁長官は、毎年度、特定物質の回収措置により容器に回収し、及び保管された特定物質の量その他の特定物質の排出の防止に関する措置に係る状況を公表するものとする。

「第四章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化」を「第四章 特定物質の使用の合理化」に改める。
第十九条の見出し中「努力」を「努力等」に改め、同条中「以下この条から第二十三条までにおいて」を「第二十四条第一項、第二十六条第一項、第二十八条の二及び第三十条を除き、以下」に改め、「排出の抑制及び」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、特定物質に代替する物質の利用については、環境の保全に配慮しなければならない

い。

第十九条に次の一項を加える。

2 国は、特定物質に代替する物質の利用に関して、環境の保全に配慮した利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二十条の見出し中「排出抑制・使用合理化指針」を「使用合理化指針」に改め、同条第一項中「排出の抑制又は」を削り、「排出抑制・使用合理化指針」を「使用合理化指針」に改め、同条第二項中「排出抑制・使用合理化指針」を「使用合理化指針」に改め、「排出の抑制又は」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「使用の合理化についての」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特定物質の排出の防止等

(国民の責務)

第二十条の二 何人も、その日常生活に伴う特定物質の大気中への排出を防止するようにならなければならな

い。

(事業者の責務)

第二十条の三 事業者は、その事業活動に伴う特定物質の大気中への排出を防止するようにしなければならない。

(特定物質の排出防止の措置等)

第二十条の四 特定物質を業として使用する者その他の特定物質を業として取り扱う者は、その取扱いに係る特定物質が大気中に排出されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

第二十条の五 特定物質を含んでいる製品又は設備（以下「特定製品」という。）の修理その他の取扱いを業として行う者は、当該特定製品の取扱いに際し、当該特定製品から特定物質を容器に回収し、及び保管するための措置その他の当該特定製品から特定物質が大気中に排出されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 特定物質を含んでいる廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の収集、運搬、再生、処分その他の処理を業として行う者は、当該特定廃棄物の処理に際し、当該特定廃棄物から特定物質を容器に回収し、及び

保管するための措置その他の当該特定廃棄物から特定物質が大気中に排出されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定による措置を円滑かつ確実に講ずるため、特定製品を使用する者若しくは特定廃棄物を排出する者（以下「使用者等」という。）又は特定物質若しくは特定製品の製造若しくは販売を業として行う者等（以下「製造業者等」という。）に対し、当該措置に要する費用の負担等必要な協力を求めることができる。

第二十条の六 特定製品であつて専ら業務用に使用されるもの（以下「業務用特定製品」という。）を事業の用に供する者は、当該業務用特定製品の修理その他の取扱い又は廃棄に際して当該業務用特定製品から特定物質を容器に回収し、及び保管するための措置を講ずる等当該業務用特定製品から特定物質が大気中に排出されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（特定物質の破壊の措置等）

第二十条の七 第二十条の五第一項若しくは第二項又は前条に規定する者は、これらの規定により特定製品、特定廃棄物又は業務用特定製品から特定物質を容器に回収し、及び保管するための措置を講じたとき

は、速やかに、当該特定物質を破壊するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。ただし、当該特定物質が再利用されるものである場合その他当該特定物質を破壊しないことについて相当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 第二十条の五第三項の規定は、同条第一項又は第二項に規定する者が前項の規定により特定物質を破壊するために必要な措置を講ずる場合に準用する。

3 第一項の規定により特定物質を破壊するために必要な措置が講ぜられた場合における当該特定物質については、第十一条の規定は、適用しない。

(特定物質を破壊するための体制の整備等)

第二十条の八 国は、特定物質を破壊するための施設の整備の促進に必要な資金の確保、特定物質の破壊を行う者に対する技術的な助言その他の援助を行うこと等により、特定物質を破壊するための体制の整備に努めるものとする。

2 国は、特定物質を破壊するための施設に関する情報その他の特定物質の破壊が円滑に行われるために必要な情報の収集整理及び提供を行うように努めるものとする。

(使用者等及び製造業者等の協力)

第二十条の九 使用者等及び製造業者等は、第二十条の五第一項及び第二項の規定による措置並びに第二十条の七第一項の規定による措置(第二十条の五第一項又は第二項に規定する者が講ずるものに限る。)が円滑かつ確実に講ぜられるようにするため、必要な協力を行うように努めなければならない。

(特定物質の名称等の表示)

第二十条の十 特定製品の製造を業として行う者は、第二十条の五第一項及び第二項並びに第二十条の六の規定による措置が円滑かつ確実に講ぜられるようにするため、その製造する特定製品の見やすい箇所(当該特定製品に含まれる特定物質の名称及び量その他必要な事項を表示しなければならない。)

(排出防止・破壊処理指針の公表等)

第二十条の十一 環境庁長官及び通商産業大臣は、第二十条の四から第二十条の七まで、第二十条の九及び前条の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針(以下「排出防止・破壊処理指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、第二十条の四、第二十条の五第一項若しくは第二項若しくは第二十条の六に規定する者、

特定製品を使用する事業者、特定廃棄物を排出する事業者又は製造業者等に対し、排出防止・破壊処理指針に従い、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

3 主務大臣は、前項の規定による指導、助言又は勧告をするため必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、必要な事項について報告をさせることができる。

4 環境庁長官は、第二項の規定による指導、助言及び勧告の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

5 第二項における主務大臣は、同項の指導、助言及び勧告の対象となる者の事業を所管する大臣とする。

6 第二項又は第三項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長、都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第二十一条中「国は、」の下に「環境の保全に配慮した」を、「物質の開発及び」の下に「当該物質の環境の保全に配慮した」を加え、「排出の抑制又は使用の合理化」を「使用の合理化又は排出の防止」に改める。

第二十三条の見出し中「研究」の下に「及び技術の開発」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国は、特定物質の破壊に関する研究及び技術の開発を推進することにより当該技術の確立を図るとともに、当該研究及び技術の開発の成果の普及に努めるものとする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(国際協力の推進)

第二十三条の二 国は、国際的な協力の下にオゾン層の保護対策が講ぜられることがオゾン層の保護にとつて不可欠であることにかんがみ、オゾン層の保護に関する国際的な連携の確保及び外国への経済及び技術協力その他のオゾン層の保護に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第二十五条に次の一項を加える。

2 環境庁長官及び通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十条の四、第二十条の五第一項若しくは第二項又は第二十条の六に規定する者に対し、これらの規定及び第二十条の七第一項に規定する措置の状況に関し報告をさせることができる。

第二十八条の二第二項中「排出抑制・使用合理化指針」を「使用合理化指針又は排出防止・破壊処理指針」に改める。

第三十一条第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、改正後の第四章の二に規定する特定物質の排出の防止等に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、特定物質が大気中へ排出されることを確実に防止するため、所要の措置を講ずるものとする。

理由

大気中へ排出された特定物質によるオゾン層の破壊により、人の健康、生態系等へ悪影響が生じるおそれが増大している現況にかんがみ、大気中への特定物質の排出を防止するため、特定物質を含んでいる製品等から特定物質を容器に回収し、及び保管するための措置等を講ずるとともに、特定物質に代替する物質の利用について環境の保全に配慮しなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。